

職業安定分科会(第188回)	資料6
令和4年11月30日	

雇用保険制度の現状について

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 (令和4年10月28日閣議決定) (抜粋)

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を同時に進める観点から、3年間に4,000億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円へ拡充する。

具体的には、「企業間・産業間の労働移動の円滑化」に重点を置いて、訓練後に非正規雇用を正規雇用に変換する企業や、賃上げを伴う転職・労働移動の実現に向け、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充を行う。また、在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスクリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。

あわせて、働く人が自らの意思でリスクリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスクリングへの支援を強化する。また、デジタル推進人材育成については、2026年度末までに230万人育成することを目指して強化するほか、若手研究者・留学生等への支援を拡充する。

さらに、リスクリングへの支援策の整備や年功賃金から日本に合った形での職務給への移行など、企業間・産業間での労働移動円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめ、その実行のために必要な政策を具体化するとともに、継続的な賃上げの促進に加え、人材の育成・活性化を通じた賃上げの促進、賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援及び雇用のセーフティネットの再整備にも一体的、継続的に取り組むことで、変化に柔軟な対応力を持ち、個人の多様な選択を支える労働市場を整備する。

これらの取組にあわせて、雇用調整助成金については「構造的な賃上げ」につながるリスクリングと労働移動の円滑化を実現するため、引き続き令和4年12月以降、特例措置の段階的な縮減を図ることとし、業況の厳しい企業に配慮しつつ、通常制度へ移行する【注14】。

また、**当面の雇用調整助成金の支給や、労働移動円滑化・人への投資への支援の強化に万全を期すとともに、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図るためには、雇用保険の財政基盤の安定が不可欠であり、そのための財源確保を図る【注15】。**

(略)

【注14】 具体的には、雇用調整助成金について、①令和4年10月からの縮減に続き、②令和4年12月から、令和5年3月までの間は、引き続き支給要件等の緩和を継続するとともに、③特に業況が厳しい企業については、令和5年1月までの間、日額上限・助成率を通常制度よりも高くする等の経過措置を講じ、三段階で縮減を図る。また、雇用保険被保険者ではない労働者への特例的な対応として設けられている緊急雇用安定助成金等については、雇用調整助成金にあわせて縮減を図りつつ、年度末まで継続する。

【注15】 **雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。**

⇒ 令和4年度第2次補正予算案に、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への約0.7兆円の繰入れを計上。

【○雇用保険財政の安定】

令和4年度第二次補正予算案 7,276億円

厚生労働省公表資料より

施策名：雇用保険財政の安定

① 施策の目的

雇用保険の積立金残高が大幅に減少している中で、雇用保険制度のセーフティネット機能を十分に発揮できるようにするため、雇用保険財政の安定を図る。

② 対策の柱との関係

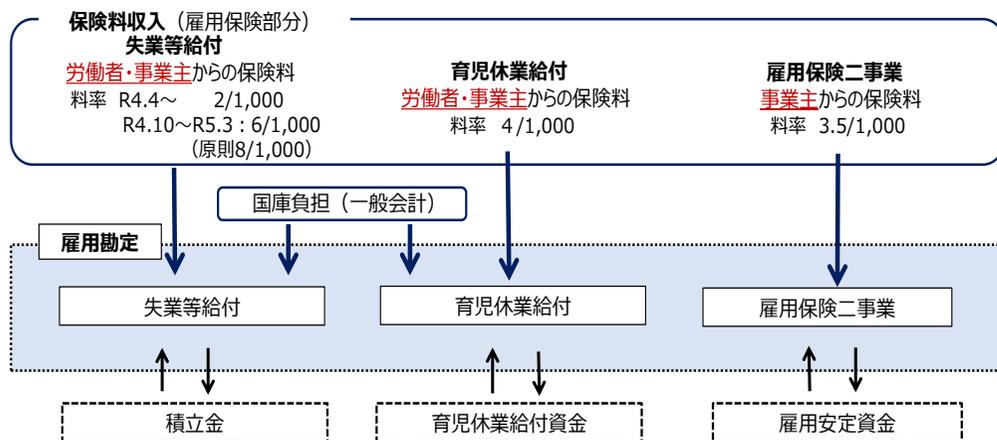
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

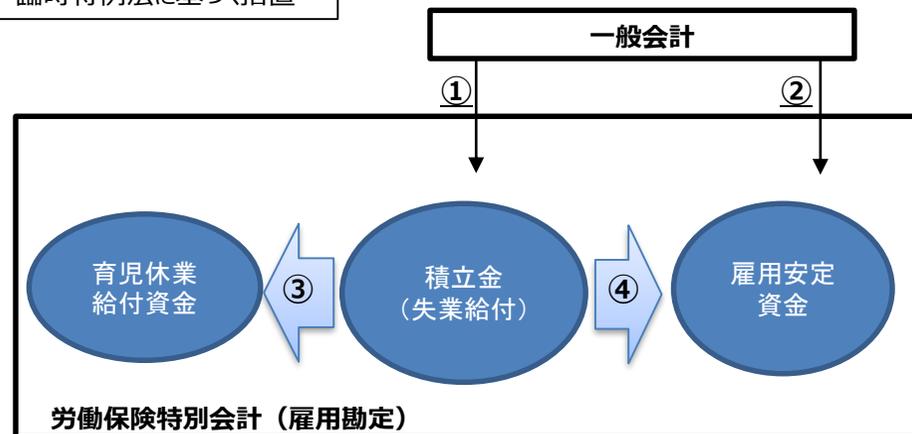
失業手当の支給等の事業を実施している雇用保険制度のセーフティネット機能を十分に発揮できるようにするため、雇用保険財政の安定を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

労働保険特別会計(雇用勘定)の仕組み



臨時特例法に基づく措置



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

雇用保険制度に基づく各種施策を通じて、雇用の安定や成長分野への労働移動などの効果が安定的に生じる。

令和4年度第2次補正予算案を反映した失業等給付関係の収支状況

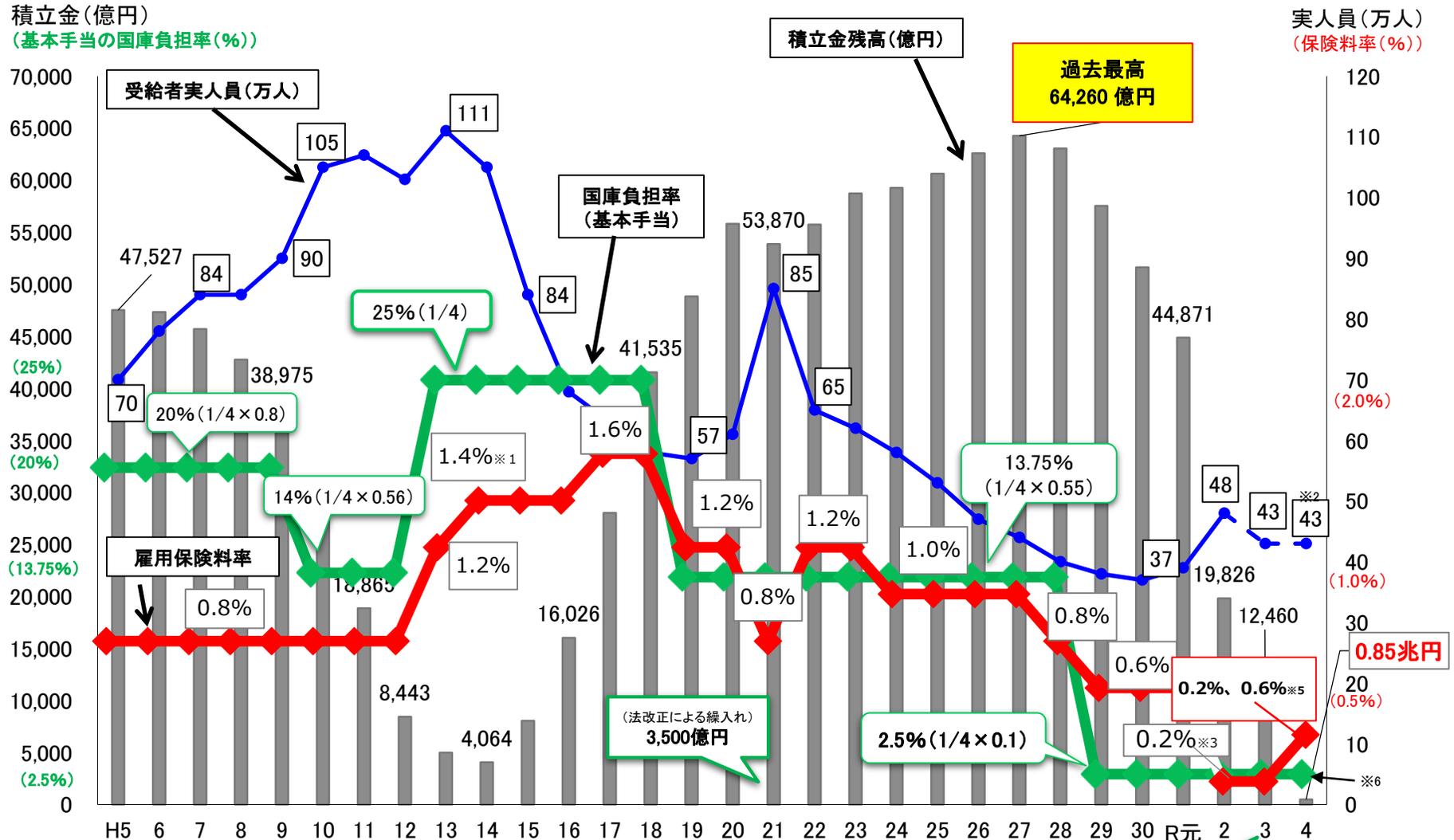
(単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度
収 入	11,386	4,087	21,600
うち 保険料収入	11,099	3,809	3,908
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	230	17,550
支 出	18,148	15,180	14,520
うち 失業等給付費	16,626 (うち育児休業給付費： 5,709)	13,826 (2年度以降育児休業給付は 区分経理)	13,093
差 引 剩 余	▲6,762	▲ 11,094	7,080
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	—	▲13,951 (30,094)	▲14,447 (22,373)
雇用安定事業費からの返還	—	0	0
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	44,871 —	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)

4年度 補正後収支イメージ
1.55兆円
0.79兆円
<u>0.75兆円</u>
1.59兆円
1.38兆円
▲0.04兆円
<u>▲0.35兆円</u>
<u>0</u>
<u>0.85兆円</u> (3.19兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和元年度、2年度、3年度は決算額(翌年度繰越額含む)。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



※1 平成14年度は10月から弾力条項により0.2%引上げ。
 ※2 令和4年度は予算上の年度月平均。
 ※3 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率(4%)を切り離している。
 ※4 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。
 ※5 令和4年度の保険料率は、4~9月=0.2%、10~3月=0.6%であり、平均して0.4%としている。
 ※6 令和4年度以降の国庫負担割合は、雇用情勢及び雇用保険の財政状況に応じて1/4又は1/40(別途一般会計からの繰入も可能)であり、令和4年度は1/40。

〈令和3年度補正予算による繰入れ〉
1.7兆円

〈令和4年度第2次補正予算案による繰入れ〉
0.7兆円

(注) 積立金残高は、令和3年度までは決算額、令和4年度は前年度の決算及び令和4年度第2次補正予算案を踏まえた見込額。

令和4年度第2次補正予算案を反映した雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度 補正後収支イメージ
収 入	5,735	26,900	32,664	1.90兆円
うち 保険料収入	5,546	5,709	5,856	0.68兆円
うち 一般会計より受入	—	6,956	5,227	0.33兆円
うち 積立金より受入 (借り入れ)	—	13,951	14,447	0.35兆円
支 出	4,725	42,310	32,664	1.90兆円
うち雇用調整助成金等	43	36,782 (うち翌年度繰越 6,687)	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	1.21兆円
(雇用調整助成金)	43	36,374	26,613	1.15兆円
うち 上記以外	4,682	5,528	5,330	0.69兆円
差 引 剰 余	1,010	▲15,410	0	0
安 定 資 金 残 高	15,410	0	0	0
(積立金からの借り入れ累計額)	—	(13,951)	(28,398)	(3.19兆円)

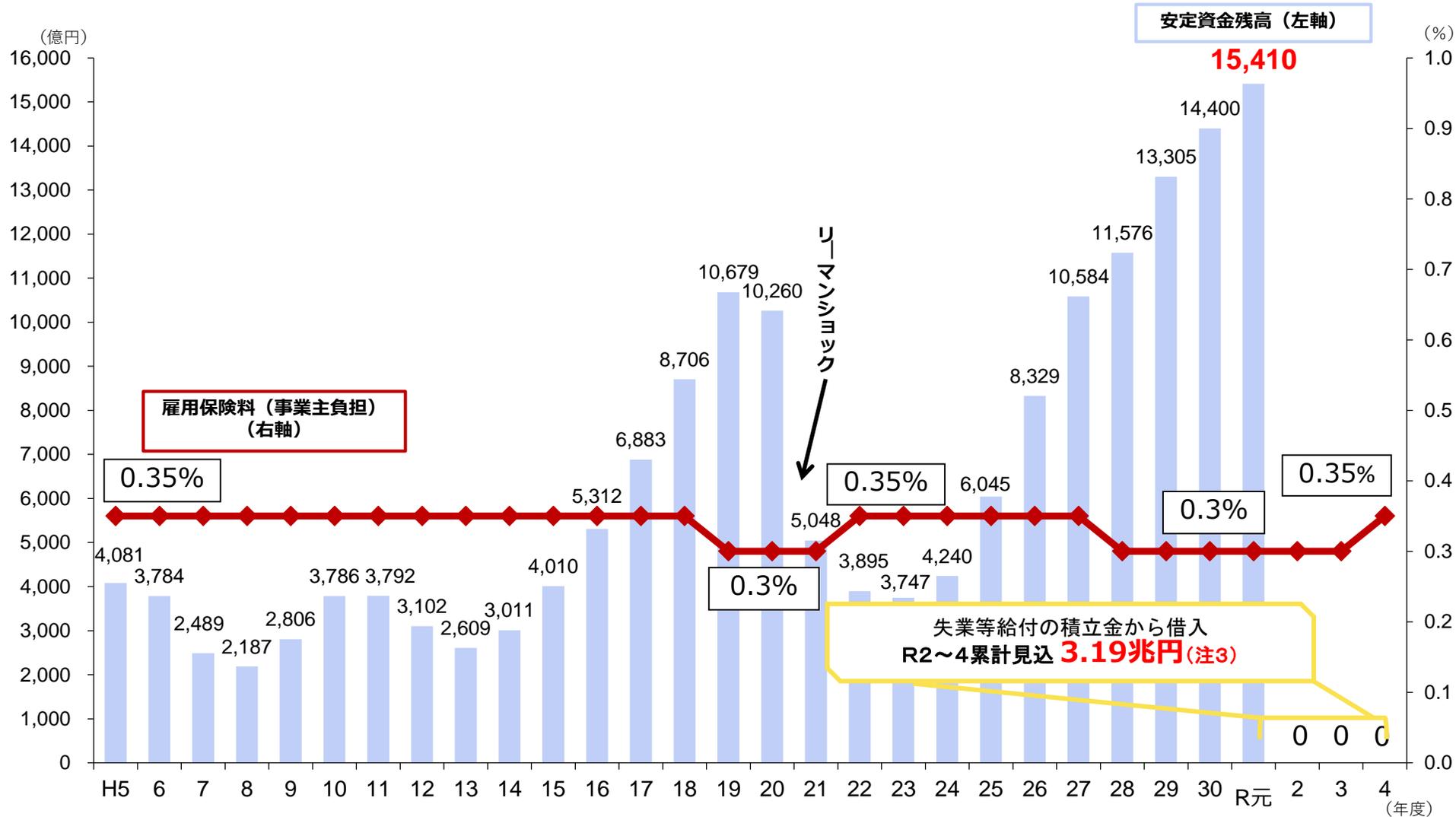
(注)1. 上記表のうち令和元年度、2年度、3年度は決算額(翌年度繰越額含む)。

2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円がそれぞれに含まれている。

3. 各年度の安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において安定資金として組み入れるべき金額が含まれている。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:0.5兆円程度)を織り込んでいる。

(注3) 令和3年度までは決算額、令和4年度は前年度の決算及び令和4年度第2次補正予算案を踏まえた見込額。

令和4年度第2次補正予算案を反映した育児休業給付関係の収支状況

(単位：億円)

	2年度	3年度
収 入	7,709	7,904
うち 保 険 料 収 入	7,615	7,812
うち 育 児 休 業 給 付 に 係 る 国 庫 負 担 金	81	80
支 出	6,648	6,656
差 引 剰 余	1,061	1,249
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	2,310

4年度 収支イメージ
0.78兆円
0.77兆円
0.01兆円
0.75兆円
0.04兆円
0.27兆円

- (注) 1. 上記表のうち2年度は決算額、令和3年度は決算見込額。
 2. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分するとともに資金を創設している。
 3. 育児休業給付資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において育児休業給付資金として組み入れるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。